

みやき町行政改革大綱



平成 18 年 3 月 初版

平成 23 年 3 月 改訂

みやき町行政改革推進本部

I はじめに

近年、社会情勢の急激な変化により、行政に求められる住民ニーズは多様化・高度化しており、自治体運営は分権型社会に対応した組織機構への転換を求められています。

また、経済情勢も長引く景気低迷の中、国や地方の財政は税収の低下が著しく、その反面、経済浮揚対策を長く続けた結果、膨大な負債を抱えるなど危機的状況となっています。

平成 17 年 3 月に合併した本町の財政状況も例外ではなく、平成 16 年度の経常収支比率は 98%を超えており、合併を果たしたとはいえ極めて厳しい状況となっています。

一方、地方自治体には、地方分権と三位一体の改革により自己決定、自己責任による行政運営及び住民の目線に立った新たな行政サービスの提供も求められています。

これまで旧 3 町でそれぞれ行政改革を行ってきた結果、各々成果を上げてきたところですが、今後のまちづくりにおいて、従来どおりの行政主導の行政運営及び現在の財政状況では、多様化・高度化する住民ニーズに対応することは困難です。今後、住民ニーズに対応し、財政状況を改善するためには本町の行政運営体制を抜本的に見直すことが最大の課題となっています。

このような厳しい状況の中、新町建設計画で示す基本理念の「**話・和・輪はつらつのびる交流新都**」の実現に向けて、住民に対する行政サービスの維持・向上を図るためには、行政コストの削減と財源の効率的・効果的な運用を行う行政改革を行うことが不可欠であることから、その行政改革を推進していくための行政改革大綱についてみやき町行政改革推進委員会に諮問し、平成 18 年 2 月、本町行政改革推進委員会から答申を受けました。

この答申及び総務省が策定した「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき、積極的かつ確実に行政改革に取り組むために、この「**みやき町行政改革大綱**」を策定するものです。

平成 18 年 3 月 31 日

みやき町長 末 安 伸 之

※ 一部改訂（計画期間延長）にあたって

本町では、平成 18 年 3 月に「行政改革大綱」を策定し、「住民の視点に立った行政運営の効率化」を基本方針として掲げ、組織機構の見直しや職員定数の適正化、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など社会情勢や住民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行政運営に努めてきました。

しかしながら、地方財政は、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれます。

本町においても、歳入面では地域経済の悪化に伴い町税収入が減少する一方、歳出面では少子高齢化等に伴う社会保障関係経費やまちづくりのための投資的経費が増大すると見込まれることから、財政状況は今後ますます厳しくなるものと予測されます。

また、地方分権の一層の進展への対応や、住民とのパートナーシップによる協働のまちづくり、地球的規模の環境問題への対応等、様々な重要課題への取組みが求められているところであります。

このため、「行政改革大綱」に掲げた行政改革の基本方針を継続しつつ、交付税の激変緩和措置開始（平成 27 年度～）に向けて、本町の適正規模の行財政体質の確立を目指し、**計画期間を平成 26 年度まで（4 年間）延長**することとしました。

行政改革の成果は、町の組織の効率化や減量化にとどまらずに、「役場が変わった、そして、このまちに住んでよかった」と実感していただけることです。既存の制度や従来からの発想にとらわれることなく、創意工夫の中で、全庁一丸となり、行政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月 24 日

みやき町長 末安伸之

Ⅱ 行政改革の基本方針

1 基本方針

行政運営の基本原則は、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことであり、限られた財源の中で、優先すべき施策には財源や職員を重点的に配分するなど、より効果的で効率的な行政運営の実現に向け、すべての施策について見直しを行う必要があります。

また、公共施設の管理運営面では民間委託等を一層推進するとともに、行政と民間との役割を明確にし、事務事業の合理化、財政の健全化及びより効果的な行政サービスの提供を目指します。

このため、行政改革大綱の基本方針として「住民の視点に立った行政運営の効率化」を掲げ、各種の具体的施策を実行し、迅速に行政改革に取り組むこととします。

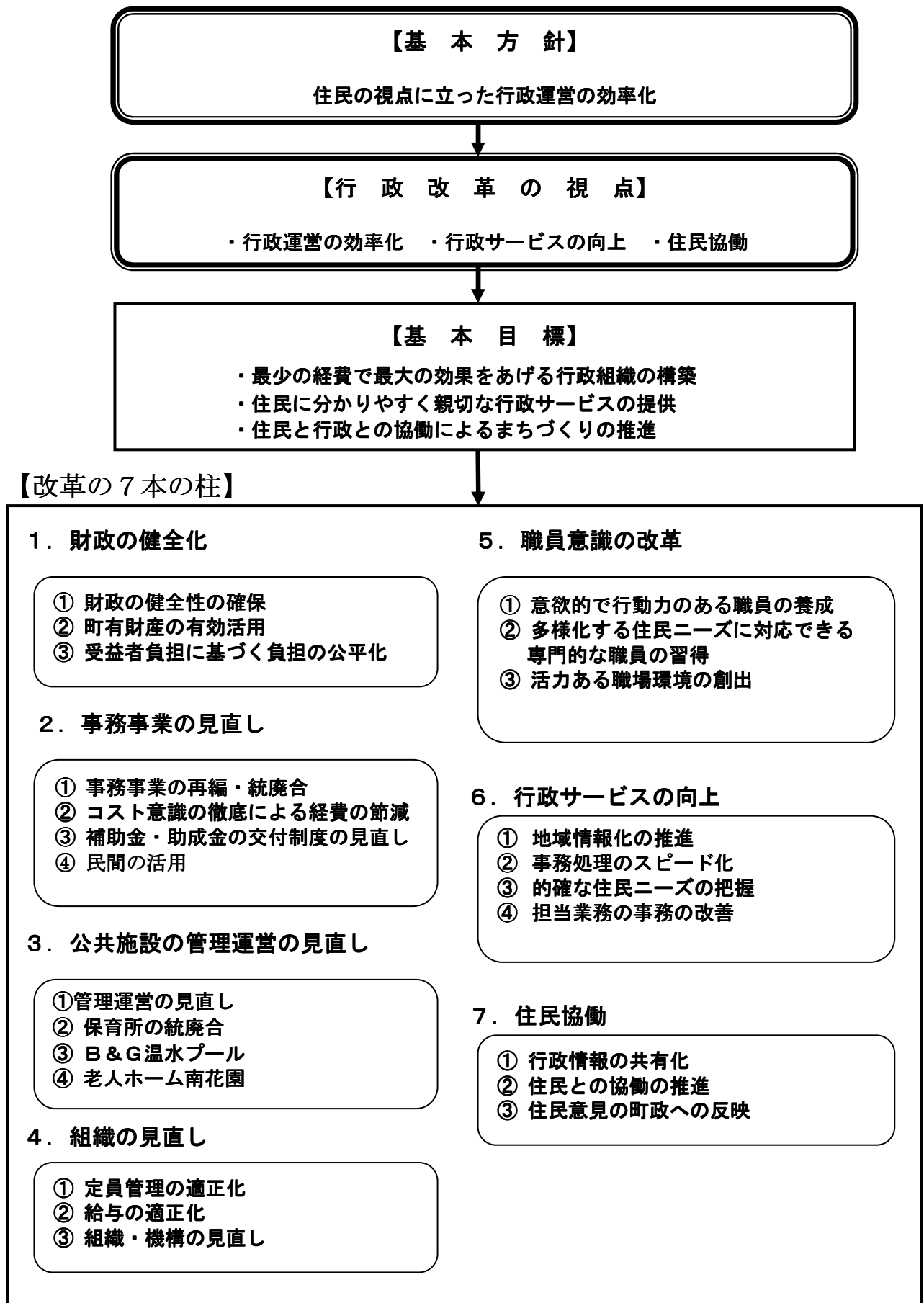
2 行政改革の視点

今後の厳しい社会経済情勢と地方分権の進展に対処するため、本町でも合併前の旧3町において行政改革の重点目標としてこれまで取り組んできた「事務事業の見直し」、「組織の見直し」、「人材育成」、「住民協働」については継承するとともに、行政運営の基盤となる「財政の健全化」、「公共施設の管理運営の見直し」、IT技術等を活用した「行政サービスの向上」を推進しながら、行政の義務である住民福祉の向上の実現と行政運営面の効率化を目指します。

3 行政改革の指標

基本方針に基づいて行政改革を進めるための具体的な指標として、次に掲げる重点項目「改革の7本の柱」にまとめ、効率的で効果的な行政運営を着実に実行していきます。

みやき町行政改革大綱 体系図



(1) 財政の健全化

財政状況が厳しさを増す中、本町の歳入財源確保のため町税等の徴収率向上に努めるとともに、経費全般にわたる見直しを断行し、より一層の効率的、効果的な自治体経営を展開し財政の健全性の確保を図ります。

そのためには、中期財政計画等に基づき、限られた予算で展開すべき事業について優先順位を明らかにし、緊急性を考慮するなど実施すべき施策の重点化や創意工夫を徹底します。

また、町有財産についても有効活用のため、利用計画の再点検を行い、活用していない遊休地等の活用方法や処分の方法等について検討します。

さらに、公共施設等の使用料や手数料についても受益者負担の公平性と受益と負担のバランスに考慮しながら見直しを行い、適正化を図ります。

(2) 事務事業の見直し

全ての事務事業について事業効果の評価や達成度等を検証し、事務事業の再編・統廃合、民間委託等について見直し作業に取り組みます。

また、今後新たに実施する合併特例債事業についても、住民ニーズ等により施策の優先度を判断し、限られた財源を重点的・効果的に投入して最大の効果が図れるよう十分に検討して事業の推進に取り組みます。

さらに、法令外補助金等については本来の補助金の目的及び公平性の確保に留意し、交付要件等の適正化と補助金額の見直しに努めます。

(3) 公共施設の管理運営の見直し

公共施設の管理運営について、本町は合併により利用目的が類似した施設を複数保有しており、住民ニーズに沿った効果的な施設運営及びサービスの提供ができるよう施設管理のあり方など十分検証・検討し、それに応じて民間委託・民間委譲等の推進を積極的に進める必要があります。

特に次に示す施設については具体的な管理運営の方針等について早急に検討する必要があります。

1. 保育所については、維持管理費の削減のため年次計画に基づき施設更新時の統廃合並びに民間委託等を検討する。
2. 養護老人ホーム「南花園」については、町内の民間施設との地域ネットワーク等の整備を進め連携を図るとともに一般財源からの補填額を最小限に抑えるためにも民間委託等を検討する。
3. B & G温水プールについては、一般財源からの補填額を最小限に抑えるとともに民間委託等を検討する。

(4) 組織の見直し

「人・物・金・情報」といわれる行政資源があっても、それを効率よく活用できる仕組み(組織や機構)がないと質の高い行政サービスは提供できません。

そのため、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等に伴う新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、合併に伴い分庁方式をとっている本町にとって、限られた人的・物的資源を最大限に活用する必要があり、行政責任を明確にしたプロジェクトチームやグループ制など導入して機動性、柔軟性をもった組織づくりなど抜本的な組織再編に取り組む必要があります。

また、職員数についても削減目標を定め、平成17年度から6年間は新規採用を見送りました。今後も職員定数の適正化に努めるとともに職員給与についても人事院勧告及び法令等に基づく適正な運用に努めます。

(5) 職員意識の改革

行政サービスを展開するうえで、政策立案や政策調整面での職員の職務遂行能力の向上等が求められており、今後の事務の権限委譲等に対応した専門的な知識の習得や能力開発等に向けた各種人材育成事業を行います。また、自治体職員としての使命や責任を各自が自覚するとともに、行政運営に対する意識の改革を行うため、職員研修を随時取り入れていきます。

(6) 行政サービスの向上

近年のIT技術等の急激な発展は、住民生活に大きな変革をもたらしており、住民サービスの向上を図るうえで「地域情報化の推進」は重要な位置づけとなっており、窓口業務の事務の改善と併せて事務処理のスピード化のため積極的に導入するとともに行政情報の発信等で有効利用を図ります。

また、行政サービスの提供面において各施策の優先度の決定や緊急性の把握をするうえで地域の住民ニーズ等の把握は不可欠な要素であるため、地区懇談会等の開催や各種審議会の活用により、民意を把握するとともに民意を行政運営に反映させサービスの向上に努めます。

(7) 住民協働

今後の行政運営には住民の理解と協力が不可欠な要素であり、さまざまな行政情報等の提供や説明責任を果たしていくことが住民からも求められています。

また、地方分権が進展する中、町の地域特性に適した自主、自立の行政運営を展開するためには、役割分担を明確にしたまちづくりを進める必要があります。

住民の各種意見を具体的な政策・事務執行に反映させ、住民と行政が一体となった住民との協働のまちづくりを推進し、住民自治の形成の実現を目指します。

Ⅲ 計画期間

(1) 計画期間

この大綱の計画期間は、平成18年度から平成26年度までの9年間を設定し、年次計画を定め、着実に行政改革を進めるため、比較的に短期間で実施できる課題については前期に取り組み、時間を要する課題や住民の理解を必要とする事項については後期までかけて中長期的に取り組みます。

(2) 推進体制

- ① 行政改革の実効性を高めるため行政改革の実施計画として集中改革プランを策定し、取り組み状況について住民に公表するものとします。

なお、町を取り巻く環境の変化等を踏まえ、PDCAサイクル《計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）》による検証を行い、事務事業の継続性・妥当性の評価、新規事業実施の妥当性の評価など定期的に本プランの見直し作業を行い、より実効性のあるものにします。

- ② 行政改革の推進にあたっては、「みやき町行政改革推進本部」において総括的に進行管理を行い、その状況を行政改革推進委員会に報告するとともに進行状況を住民に公表するものとします。

- ③ 行政改革を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが厳しい財政状況等を認識するとともに、行政改革に対する問題意識を持つ必要があります。そのため町財政状況等についての職員説明会を随時開催していきます。

また、事務事業の効率化や徹底した経費の削減等に積極的に取り組むため、行政改革に関する職員提案制度等を導入し、職員の職務に対する士気高揚を図るとともに行政運営面に反映していきます。